



平成28年 8 月10日

各 位

会 社 名 大日本コンサルタント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高久 晃  
(コード：9797、東証第二部)  
問合せ先 取締役業務管理担当 井藤 晋介  
(TEL. 03-5394-7611)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行すること、および、本移行に伴う定款の一部変更について、平成28年9月23日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実することで、より透明性の高い経営の実現と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成28年9月23日開催予定の第54回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただくことを条件に、同株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の目的

- ① 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、平成27年5月1日から施行されている「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正会社法」という。)で創設された「監査等委員会設置会社」に移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設し、監査役および監査役会に関する規定の削除およびその他関連する規定の内容を一部変更するものであります。また、かかるガバナンス体制の見直しに伴い、取締役会の経営意思決定および監督機能と業務執行機能を明確に分離することで経営監督機能を強化することを目的として、執行役員制度を拡充し、役付取締役および役付執行役員の地位の変更を行うものであります。

- ② 改正会社法により、社外取締役の要件が厳格化されるとともに、他方では責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第32条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記各変更に伴う条数の変更とともに、あわせて字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日（予定） | 平成28年9月23日 |
| 定款変更の効力発生日（予定）      | 平成28年9月23日 |

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>   | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>            |
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 ~ 第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、買増しという)を当社に対し請求することができる。</p> <p>第 10 条 ~ 第 13 条 (条文省略)</p>  | <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 ~ 第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、買増しという)を当社に対し請求することができる。</p> <p>第 10 条 ~ 第 13 条 (現行どおり)</p>                    |
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第 16 条 ~ 第 18 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項に定めた代表取締役会長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第 16 条 ~ 第 18 条 (現行どおり)</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(議事録)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社は、取締役<u>10</u>名以内を置く。<br/><br/>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 (新設)</p> <p>(条文省略)</p> <p>2. (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。<br/><br/>(新設)</p> <p>2. <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間とする。</u><br/><br/>(新設)</p> | <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>5名以内を置く。<br/>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u><br/>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)<br/>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監</u></p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。但し、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の招集は、取締役会の日の3日前に各取締役および各監査役に対しその通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役および監査役の前項の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項が</p> | <p><u>査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</p> <p>第23条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第24条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。ただし、取締役会長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の招集は、取締役会の日の3日前までに各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項が</p> |
|---|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>あったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第29条 取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>執行役員は、取締役から業務執行権限の委託を受け、業務を執行するものとする。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を</p> | <p>あったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長1名を選定する。また、専務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員および役付執行役員)</p> <p>第31条 取締役会の決議によって、<u>執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長執行役員1名を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第32条 取締役会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第31条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第33条</u> 当社は、監査役4名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第33条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
|---|--|

|   |      |
|---|------|
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>                           | (削除) |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第36条 当社は、常勤監査役1名以上を置く。</p> <p>2. 前項の常勤監査役は、監査役会の決議により監査役の中から選定する。</p>  | (削除) |
| <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第37条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。</p>   | (削除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第38条 監査役会の招集は、会日の3日前に各監査役に対しその通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>  | (削除) |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第40条 監査役会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>        | (削除) |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>   | (削除) |



|   |   |
|---|---|
| <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>  |   |
| <p>(監査役の責任免除)</p>   | (削除)  |
| <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、<br/>監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> |   |
| <p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</p> |   |
| (新設)  | 第5章 監査等委員会  |
| (新設)  | (監査等委員会の招集通知)   |
|   | <p>第35条 監査等委員会の招集は、監査等委員会の日の3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |
|   | <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>                                      |
| (新設)  | (監査等委員会の決議方法)   |
|   | <p>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</p>                       |
| (新設)  | (監査等委員会の議事録)  |
|   | <p>第37条 監査等委員会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席し</p>                            |

|   |   |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 4 3 条 ~ 第 4 4 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 4 5 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 4 6 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 4 7 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という) を支払う。</p> <p>第 4 8 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>た監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 3 8 条 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 3 9 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 4 0 条 ~ 第 4 1 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 4 2 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 4 3 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 4 4 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</p> <p>第 4 5 条 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>第 5 4 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |
|---|---|

|      |  |
|------|--|
| (新設) | <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条 第 5 4 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> |
|------|--|

以上